124

質問第一二四号平成二十二年二月十六日提出

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

提出者

川内

博

史

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

政府は、 答弁書において、 「天下りとは、 府省庁が退職後の職員を企業、 団体等に再就職させることをい

(平成二十一年十一月六日内閣衆質一七三第一八号)と定義し、 いわゆる「裏ルート」 (前任の官僚〇

Bが呼び寄せる場合等)による国家公務員〇Bの再就職については、 「退職した公務員が、 府省庁のあっせ

んを受けずに再就職することは「天下り」には該当しない」(平成二十一年十一月二十日内閣衆質一七三第

七三号)としている。

かしながら、 いわゆる「裏ルート」については、 国民目線からすると、天下りであることから、 政府と

しては、 その規制に取り組んでいくべきであり、 これにより天下りが根絶されるものと考えている。 よって

以下質問する。

天下りの定義に、 いわゆる 「裏ルート」を含めず、 同定義を限定的にしたのはなぜか。

いわゆる「裏ルート」についても、 国民目線の天下りに該当するとの認識はあるのか。

 \equiv 7 わゆる 「裏ルート」については、 天下りの根絶のため、法令で規制する必要があると考えるが、 政府

としては、どのように考えているのか。

 $\vec{-}$